

基 発 0405 第 4 号
国 住 参 建 第 198 号
環 水 大 管 発 第 2404052 号
令 和 6 年 4 月 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)
環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件の適用
について (通知)

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物等の解体又は改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者及び工作物石綿事前調査者の育成等を図ってきたところで

す。
今般、登録規程第5条第2項及び第16条の4第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者講習実施機関及び工作物石綿事前調査者講習実施機関が講習事務の業務を廃止した場合等に、当該講習の受講者の氏名等を記載した帳簿が散逸しないよう、当該帳簿を厚生労働大臣に引き渡すことを定めるため、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（令和6年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）が令和6年4月5日に告示され、令和6年5月1日から適用されます。（別紙参照）

つきましては、本改正内容について、貴都道府県内の市町村へ周知いただくとともに、今後もより一層の石綿対策に努めていただくようお願いします。

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件

厚生労働省

○国土交通省告示第一号

環境省

厚生労働省

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。以下「登録規程」とい

環境省

う。）の一部を次の表のように改正し、令和六年五月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の登録規程第十六条第五項の規定による引渡しは、この告示の適用前においても、同項の規定の例により行うことができる。

令和六年四月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(帳簿の記載等) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第一項の帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は光ディスク等を含む。第五項において同じ。)を、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)をするまで保存するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部を廃止した場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。)には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。</p> | <p>(帳簿の記載等) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第一項の帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は光ディスク等を含む。)を、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部を廃止するまで保存するものとする。</p> <p>4 (略) (新設)</p> |